

開始届出書の記載事項

ここからは、開始届出書の記載事項についてご説明します。

開始届出書の記載事項(1/7)

農業、その他

米穀等取扱事業者届出・報告

米穀等取扱事業の開始届出

過去の申請実績をコピー

手続内容

手続内容

■ 申請基本情報

申請年度
2026

申請者氏名

■ 事業者の情報

G.bizID アカウント種別 ※必須

エントリー

事業形態 ※必須

法人

法人番号 ※必須

1000000000000

法人番号から検索

法人名/屋号 ※必須

農水商事株式会社

本店所在地 ※必須

郵便番号

1008950

郵便番号から検索

都道府県

東京都

市区町村

千代田区

町域以降

霞が関1丁目2-1

代表者氏名 ※必須

農水太郎

■ 申請基本情報

(自動入力)

■ 事業者の情報

G.bizID (自動入力)
アカウント種別

事業形態 (自動入力)
・法人又は個人事業主(その他任意団体を含む)の区別。

法人番号 (自動入力)
・国税庁から指定された13桁の法人番号。法人の場合に限り記載。

法人名/屋号 (自動入力)
(商号、名称又は屋号)
・法人の場合は登記上の商号・名称。
・個人事業主の場合は個人事業の開業届で届け出た屋号又は氏名。
・任意団体の場合はその団体名。
※「株」等の略称は使用せず、記号やスペース等を含め、**登記等で届け出た名称と完全に一致させること。**

本店所在地 (郵便番号のみ手動入力、
その他は自動入力)
郵便番号
都道府県
市区町村
町域以降
(主たる事務所の所在地)
・法人の場合は登記上の本店又は主たる事務所の所在地。
・個人事業主の場合は住民票上の本人の住所。
・任意団体の場合は当該団体の代表者の住民票上の住所。
※「郵便番号」はハイフンなしの半角数字で記載。
※「市区町村」は、
- 政令指定都市は区名を含めて記載。
- 町村は郡名を省略せずに記載。

代表者氏名 (自動入力)
・法人の場合は登記上の代表者の氏名。
・個人事業主の場合は本人の氏名。
・任意団体の場合は代表者の氏名。

開始届出書の記載事項(2/7)

申請者氏名 ※必須

農水花子

申請者連絡先 ※必須

郵便番号

1008950

郵便番号から検索

都道府県

東京都

市区町村

千代田区

町域以降

霞が関1丁目2-1

申請者連絡先電話番号 ※必須

0335028111

申請者メールアドレス ※必須

komeryutsu@nousui-shoji.co.jp

提出先

提出先: 関東農政局生産部生産振興課

担当者連絡先(任意)

「事業者の情報」に記載した連絡先情報のほか、米穀の取扱に関する担当者がいる場合は下記にその連絡先等を記載してください(最大3名)。

担当者1氏名 ①

担当 太郎

担当者1部署名 ①

米穀流通部

担当者1電話番号 ①

01234567890

担当者1メールアドレス

tantou@nousui-shoji.co.jp

担当者連絡先2

必要に応じて追加の担当者連絡先2を追加してください。

☐ 追加する ☒ 追加しない

担当者連絡先3

必要に応じて追加の担当者連絡先3を追加してください。

☐ 追加する ☒ 追加しない

事業者の情報 <つづき>

申請者氏名

(自動入力)

・届出を申請する者の氏名。

申請者連絡先

(自動入力)

郵便番号
都道府県
市区町村
町域以降

・米穀等取扱事業(米穀の出荷又は販売又は米穀を原材料とする飲食料品の加工、製造若しくは調製の事業)を行っている事務所の住所、電話番号。

申請者連絡先
電話番号

※ 郵便番号、住所の記載ルールは「本店所在地」と同様。

(住所・連絡先)

申請者メール
アドレス

(自動入力)

・届出を申請する者のメールアドレス。

(住所・連絡先)

提出先

(自動入力)

担当者連絡先(任意)

担当者1

氏名

部署名

電話番号

メールアドレス

・上記(「事業者の情報」で記載した申請者の情報)以外の担当者連絡先がある場合、担当者氏名、担当者部署名、担当者電話番号及び担当者メールアドレスを記載。

※「氏名」は、姓と名の間に全角スペースを挿入すること。

※「部署名」は、部署名がない場合は「なし」と記載すること。

※「電話番号」は、ハイフンなしの半角数字11桁以内で記載すること。

担当者連絡先2

氏名

部署名

電話番号

メールアドレス

・「担当者1」に加え、ほかの担当者についても情報を記載する場合に記載。

※ ラジオボタンで「追加する」を選択すると、「担当者1」と同様の項目が表示される。

※ 記載ルールは「担当者1」と同様。

担当者連絡先3

氏名

部署名

電話番号

メールアドレス

・「担当者1、2」に加え、さらに担当者の情報を記載する場合に記載。

※ラジオボタンで「追加する」を選択すると、「担当者1」と同様の項目が表示される。

※ 記載ルールは「担当者1」と同様。

開始届出書の記載事項(3/7)

開始の届出

届出年月日 ※必須

2026 年 10 月 01 日



事業開始年 ① ※必須

2010

年

事業開始月 ※必須

4

月

届出の区分 ※必須

- ☒ 1. 食糧法第9条に基づく届出（特定規模届出事業者、年間300玄米トン以上）
- ☐ 2. 食糧法第47条に基づく届出（一般届出事業者、年間20精米トン(22玄米トン)～300玄米トン未満）

主たる事業として位置付ける米穀等
取扱事業の種類 ※必須

5. 小売（とう精施設あり）

開始の届出

届出年月日

- ・ 開始届出書を提出する日を西暦で記載
- ※ 差戻し等により改めて提出する場合でも、この日付を変更する必要はなし。

事業開始年
事業開始月

（事業の開始時期）

- ・ 米穀等取扱事業を開始する（予定を含む。）、又は開始した年及び月を西暦で記載。
- ※ 郵便番号、住所の記載ルールは「本店所在地」と同様。

届出の区分

- ・ 食糧法第9条に基づく届出又は食糧法第47条に基づく届出を選択。
- ※ 届出の区分の選択における考え方については、本ページの「表1. 届出区分と取扱数量の対応関係」を参照。

主たる事業として位置付ける米穀等取扱事業の種類

- ・ 事業に供する米穀における、**生産又は仕入先の割合及び販売先又は使用の割合を基に**、次ページの「表2. 米穀等取扱事業の種類」から勘案して選択。
- ※ ここでは、米穀等取扱事業の中で主力としている業態を選択する。
- ※ 原則、米穀の取扱数量が最も多い業態を選択すること。

表1. 届出区分と取扱数量の対応関係

		出荷・販売事業における 出荷数量及び販売数量 の合計	加工等事業における 買入数量
届出の 区分	特定規模届出事業者 (食糧法第9条)	年間 300玄米トン 以上	年間 300玄米トン 以上
	一般届出事業者 (食糧法第47条)	年間 20精米トン(22玄米トン) ～300玄米トン未満	(対象外)

【補足】

- ・ 「届出時点における出荷、販売又は買入の数量」の情報に基づいて届出区分を判定する。
- ・ 届出区分の判定においては、**前年実績又は当年予定のいずれか大きい方の数量**を用いる。
- ・ 届出の要否及び区分は、事業者の**主業態における取扱数量のみで判断するものではない**ことに注意。例えば、加工等事業における買入数量が年間300玄米トン未満であっても、出荷・販売事業における出荷数量及び販売数量の合計(出荷・販売数量)が300玄米トン以上であれば特定規模届出事業者としての届出が、20精米トン以上300玄米トン未満であれば一般届出事業者としての届出が必要となる。

開始届出書の記載事項(4/7)

表2. 米穀等取扱事業の種類

分類	米穀等取扱事業の種類	内容
出荷・販売事業	生産販売 【1.生産販売】	主として、自ら生産した米穀の販売又は販売の委託を行う事業
	集荷 【2.集荷】	主として、米穀の生産者から米穀の販売又は販売の委託を受けることによりその米穀の集荷及び出荷を取り扱う事業
	卸売	主として、米穀の生産者以外の者から米穀の販売を受け、卸売、小売、加工、中食、外食事業者に対して米穀の販売を行う事業
	うち、一般 【3.卸売(一般)】	卸売の事業のうち、特例条件に該当しないもの
	うち、特例条件該当 【4.卸売(特例条件該当)】	卸売の事業のうち、玄米を精米に加工する設備(以下「とう精施設」という。)を有さず、かつ、グループ会社(※)の小売、加工、中食、外食事業者のみに対して米穀の販売を行うもの ※ グループ会社は、親会社(事業者の議決権を50%以上保有している会社)、共通の親会社を持つ会社(いわゆる兄弟会社)、孫会社等を指す。
	小売	主として、米穀の生産者以外の者から米穀の販売を受け、一般消費者に対して米穀の販売を行う事業
	うち、とう精施設あり 【5.小売(とう精施設あり)】	小売の事業のうち、とう精施設を有して事業を行うもの ※「第一種小売事業」に該当
加工等事業	うち、とう精施設なし 【6.小売(とう精施設なし)】	小売の事業のうち、とう精施設を有しないで事業を行うもの ※「第二種小売事業」に該当
	加工	米穀を原材料とする飲食料品の加工、製造又は調製の事業(中食、外食を除く)
	うち、餅・だんご、米穀粉 【7.加工(餅・だんご、米穀粉)】	加工の事業のうち、餅・だんご、米穀粉(米粉、上新粉、白玉粉等)の加工の事業を行うもの
	うち、米飯 【8.加工(米飯)】	加工の事業のうち、米飯(他事業者販売する米飯、包装米飯、乾燥米飯、冷凍米飯等)の加工の事業を行うもの
	うち、酒造 【9.加工(酒造)】	加工の事業のうち、清酒、単式蒸留焼酎又はみりんの製造の事業を行うもの
	うち、米菓 【10.加工(米菓)】	加工事業者のうち、米菓(せんべい、あられ等)の加工の事業を行うもの
	うち、米こうじ 【11.加工(米こうじ)】	加工事業者のうち、米こうじの加工の事業を行うもの (味噌、醤油など、米こうじを作製し、さらに加工するものを含む)
	うち、その他 【12.加工(その他)】	加工事業者のうち、上記以外の米穀を原材料とする飲食料品の加工、製造又は調製の事業を行うもの
	中食 【13.中食】	一般消費者に対して、家庭や職場・学校等で、そのまま(調理することなく)食べる米穀を原材料とする飲食料品を調製し、販売する事業(弁当屋、おにぎり屋など)
	外食 【14.外食】	一般消費者に対して、店舗等(※)で米穀を原材料とする飲食料品を調製し、提供する事業 ※ 飲食店、宿泊施設、学校、事業所、病院、保育所、喫茶店、居酒屋・ビアホール、料亭・バーなど)

※「米穀等取扱事業の種類」の赤字記載は、届出記載事項の「主たる事業として位置付ける米穀等取扱事業の種類」における選択肢の名前。

開始届出書の記載事項(5/7)

連鎖化事業者としての届出 ※必須

☒ 1. 該当する ☐ 2. 該当しない

連鎖化事業の加盟者一覧の添付 ※必須

連鎖化事業者として届出を行う場合は、以下に当該連鎖化事業の加盟者の名称等（商号、名称又は氏名）及び住所（本社、事業所の住所等）を一覧で掲載した資料（様式自由）を添付してください。

[連鎖化事業者_加盟者一覧.xlsx](#)

[削除](#)

[ファイル選択](#)

酒類製造免許の有無 ※必須

☐ 1. 有 ☒ 2. 無

届出時点における出荷、販売又は買入の数量

- ・米穀の出荷又は販売の事業における出荷数量及び販売数量の合計、加工等事業（加工、中食・外食）における買入数量の合計を**玄米トン換算**で記載してください。
- ・「年」の期間は、毎年7月から翌年6月までの一年間とし、届出の日の属する期間を当年、その前の期間を前年とします。
- ・**精米での取扱いの数量は「精米トン÷0.91」で玄米トンに換算し、玄米での取扱いの数量と合算してください。**
- ・取扱いがない場合は「0」と記載してください。

■ 米穀の出荷又は販売の事業における出荷数量及び販売数量の合計

前年の数量 ※必須

270

玄米トン

当年の予定数量 ※必須

300

玄米トン

■ 加工等事業における買入数量

前年の数量 ※必須

30

玄米トン

当年の予定数量 ※必須

40

玄米トン

開始の届出 <つづき>

連鎖化事業者としての届出

- ・該当の有無を選択。
- ※ フランチャイズチェーンの場合には、フランチャイズの本部事業者（連鎖化事業者）がフランチャイズ契約をしている加盟店の数量等もまとめて届け出ることが可能。
- ※ この場合、加盟店の届出・報告義務は免除される（当該連鎖化事業への加盟のほかに事業を行っているものを除く）。

連鎖化事業の加盟者一覧の添付

- ・連鎖化事業者として届出を行う者は、加盟者の名称等（商号、名称又は氏名）及び住所（本社、事業所の住所等）を記載した書類を提出すること。
- ※ 加盟者の情報を一覧で記載した書類（様式自由）を添付すること。

酒類製造免許の有無

- ・酒類製造免許の有無を選択。

届出時点における出荷、販売又は買入の数量

【共通ルール】

- ・「年」の期間は、毎年7月1日から翌年6月30日までの一年間とし、届出の属する期間を当年、その前の期間を前年とする。
- ・数量は「**玄米トン**」で記載。
- ・**精米での取扱いは、「精米÷0.91」で玄米換算し、玄米での取扱いの数量と合算して記載。ただし、この換算方法で算出した場合に実態と乖離する場合には、事業者ごとの精米歩合により玄米重量へ換算すること。**
- ・**取扱いがない項目は空欄にせず、必ず「0」と記載。**
- ※ 連鎖化事業者として届け出る場合は、加盟者分の数量も合算すること。

米穀の出荷又は販売の事業における出荷数量及び販売数量の合計（出荷・販売数量）

- ・米穀の出荷又は販売の事業（出荷・販売事業）における**出荷数量及び販売数量の合計**を記載。
- ・自ら生産した米穀を出荷又は販売する者であって、その者が一般届出事業者の届出（食糧法第47条に基づく届出）を行う場合、他の届出事業者に当該米穀を販売又は販売委託したものを除いて数量を算定する。

加工等事業における買入数量

- ・加工等事業（加工、中食、外食）において、当該事業のために**買い入れた米穀の数量**を記載。
- ※ 丸粒の米を仕入れた数量。**米穀粉や米飯等、加工済みの状態での仕入については除外して算定すること。**

開始届出書の記載事項(6/7)

届出時点における事業の用に供する米穀の生産又は仕入先の割合(%)

自ら生産したもの ※必須	生産者から ※必須
0 %	0 %
集荷業者から ※必須	卸売業者から ※必須
60 %	40 %
その他 ※必須	
0 %	
合計	
100 %	

届出時点における事業の用に供する米穀の販売先又は使用の割合(%)

集荷業者へ ※必須	卸売業者へ ※必須
0 %	0 %
小売業者へ ※必須	加工業者へ ※必須
10 %	0 %
中食・外食業者へ ※必須	一般消費者へ ※必須
20 %	60 %
自らの事業で使用 ※必須	その他 ① ※必須
10 %	0 %
合計	
100 %	

届出時点における事業の用に供する米穀の生産又は仕入先の割合

- 米穀等取扱事業(出荷・販売事業又は加工等事業)のために生産又は仕入をした米穀について、生産及び仕入先業種の割合(%)を整数で記載。
 - すでに事業を行っている場合は前年実績の割合を、これから事業を行う場合は予定する割合を記載。
 - [その他] には、他のいずれにも該当しないものを含めること(政府や海外の事業者から仕入れたもの等)。
 - [合計] が必ず100%になるよう記載すること。
- ※ 本項目では、出荷・販売事業と加工等事業を区別せず、米穀の取扱い全体を母数として、それぞれの割合を算出すること。
- ※ 本届出における「年」(7月～翌年6月)と自社の決算期がずれ等により、正確な割合の算出に多大な労力がかかる場合は、近似する実績数値を元にした概数で記載することを可とする。
- ※ 合計欄の下に「合計が100%になるように入力してください。」と表示されている場合は、申請ボタンを押してもエラーになり、次の画面に進めないので注意。

届出時点における事業の用に供する米穀の販売先又は使用の割合

- 米穀等取扱事業(出荷・販売事業又は加工等事業)で出荷・販売又は使用した米穀について、出荷・販売先の業種及び使用の割合(%)を整数で記載。
 - すでに事業を行っている場合は前年実績の割合を、これから事業を行う場合は予定する割合を記載。
 - [その他] には、他のいずれにも該当しないものを含めること(海外の事業者への売り渡しや廃棄、無償譲渡等)。
 - [合計] が必ず100%になるよう記載すること。
- ※ 本項目では、出荷・販売事業と加工等事業を区別せず、米穀の取扱い全体を母数として、それぞれの割合を算出すること。
- ※ 本届出における「年」(7月～翌年6月)と自社の決算期がずれ等により、正確な割合の算出に多大な労力がかかる場合は、近似する実績数値を元にした概数で記載することを可とする。
- ※ 合計欄の下に「合計が100%になるように入力してください。」と表示されている場合は、申請ボタンを押してもエラーになり、次の画面に進めないので注意。

開始届出書の記載事項(7/7)

届出時点における事業の用に供する施設の内容

事業拠点がある都道府県の数 ※必須

事業拠点（事務所や店舗、工場等）が所在している都道府県の数に記載してください。

1 (都道府県の数)

とう精施設の数 ※必須

- ・自らが保有又は管理するとう精施設の数に記載してください。
- ・同一敷地内に精米機が複数ある場合は、それら設備群を1つの施設としてください。
- ・該当する施設を保有していない場合は「0」を記入してください。

1 か所

とう精施設の合計とう精能力 ※必須

該当するとう精施設のとう精能力の合計値を、1時間あたりに処理できる玄米の量（kg/時間）で記載してください。

500 kg/時間

定温倉庫の施設数 ※必須

- ・自らが保有又は管理する、米穀の保管に供する定温倉庫（温度及び湿度を管理できる倉庫。いわゆる低温倉庫等。）の数に記載してください。
- ・同一敷地内に倉庫建屋が複数棟ある場合は、それら倉庫群を1つの施設として取り扱ってください。
- ・該当する施設がない場合は「0」と記入してください。

1 か所

定温倉庫の合計収容能力 ※必須

- ・該当する定温倉庫の収容能力の合計をトン単位で記載してください。
- ・当該施設が米穀の保管以外の用途にも使用している場合は、米穀の保管に供する（予定を含む。）収容能力についてのみ算入してください。

20 トン

届出事項の一部情報の公表について

届出情報の一部情報の公表への同意 ※必須

米穀等取扱事業の届出状況を関係者及び国民に広く周知し、米穀の円滑な流通の確保に資するため、届出事項の一部（法人番号、商号・名称又は屋号、主たる事務所の都道府県名及び市区町村名、届出年月日、届出の区分、連鎖化事業者としての届出、主たる事業の種類）に限り、米穀等取扱事業の届出事業者の一覧として取りまとめ、公表することとしています。

同意いただける場合は、「1. 同意する」を選択してください。「2. 同意しない」とした場合は、当該公表の対象外とします。

☒ 同意する ☐ 同意しない

届出時点における事業の用に供する施設の内容

事業拠点がある都道府県の数

- ・事業拠点（事務所や店舗、工場等）が所在している都道府県の数に記載。

※ 主たる事務所に加え、事業者自らが所有又は管理する、米穀の取引や保管に関わる事務所、店舗、工場、倉庫等を対象とすること。
(借り上げている営業倉庫は対象外)

とう精施設の数

- ・事業者自らが保有又は管理する、とう精施設の数に記載。

- ・同一敷地内に精米機が複数ある場合は、それら設備群を1つの施設として取り扱う。

※ 該当する施設がない場合は「0」。

とう精施設の合計とう精能力

- ・上記に該当する施設の1時間あたりに処理できる玄米の量(kg/時間)の合計値を記載。

※ [とう精施設の数]が「1」以上の場合にのみ項目が表示される。

定温倉庫の施設数

- ・定温倉庫とは、いわゆる低温倉庫等、温度及び湿度を管理できる倉庫をいう。
- ・ここでは、届出事業者自らが保有又は管理し、かつ米穀の保管に供する定温倉庫の数に記載する。

- ・同一敷地内に倉庫建屋が複数棟ある場合は、それら倉所を1つの施設として取り扱う。

※ 該当する施設がない場合は「0」。

定温倉庫の合計収容能力

- ・上記に該当する定温倉庫の収容能力の合計をトン単位で入力。

- ・米穀以外の物品と併用している倉庫の場合、倉庫全体の収容能力ではなく、米穀の保管に供する(予定を含む)部分の収容能力のみを算入。

※ [定温倉庫の施設数]が「1」以上の場合にのみ項目が表示される。

届出事項の一部情報の公表について

届出情報の一部情報の公表への同意

- ・届出事項の一部情報の公表について、同意又は不同意の意思を選択。

※ 公表する情報は一部に限り、取扱数量等の営業に係る情報や個人情報とは対象外。

※ 米穀等取扱事業の届出事業者が一覧の公表は、米穀の流通に関わる事業者等において、取引の相手方が適切に届出を行っているかどうかを相互に、容易に確認可能とするためのもの。